

# 匝瑳市いじめ防止基本方針

最終改訂：令和7年11月

匝瑳市  
匝瑳市教育委員会

## 目次

はじめに	2
I いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
1 いじめの定義	3
2 いじめの理解	4
3 いじめの防止等の対策に関する基本理念	4
4 「市基本方針」における学校の範囲等	5
II いじめの防止等のための対策の内容	5
1 匝瑳市が実施する施策	5
(1) いじめの防止等のための組織の設置	5
①匝瑳市いじめ問題対策連絡協議会	
②匝瑳市いじめ問題専門委員会	
③匝瑳市いじめ問題調査委員会	
(2) 具体的な取組	6
①いじめの未然防止	
②いじめの早期発見	
③いじめへの対処	
④家庭や地域との連携	
⑤関係機関との連携	
⑥重大事態への対処	
⑦定期的な点検	
2 学校が実施する施策	8
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と取組の改善	8
(2) 学校対策委員会（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織） の設置	9
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組	10
①いじめの未然防止	
②いじめの早期発見	
③いじめへの対処	
④家庭や地域との連携	
⑤関係機関との連携	
⑥重大事態への対処	
III 重大事態への対処	13
1 重大事態の意味	13
2 重大事態の調査	14
(1) 重大事態の報告	14
(2) 重大事態の調査組織	14
①学校が主体となって調査を行う場合	
②「匝瑳市いじめ問題専門委員会」が主体となって調査を行う場合	
③「匝瑳市いじめ問題専門委員会」が主体となって調査を行う場合	
3 実施する調査の内容	15
(1) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合	15
(2) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが困難な場合	16
4 その他の留意事項	17
5 調査結果の提供及び報告	17
(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供	17
(2) 調査結果の報告	17
6 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	17
(1) 再調査	17
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	18
III その他の重要事項	18

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、これまでも、国や各地方公共団体、学校において、様々な取組が行われてきた。しかし、全国的にみると未だに、いじめを背景とした児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している現状がある。

そこで、匝瑳市は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下に制定された「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という）を受けて、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「匝瑳市いじめ防止基本方針」（以下、「市基本方針」という）を策定する。

なお、匝瑳市立学校においては、「市基本方針」を基に、学校の実情等に応じた「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を改善し、児童生徒への指導体制や教育相談体制の一層の充実や教職員の指導力の向上を図るとともに、学校と家庭、地域等が課題や対策を共有し、連携して取り組む体制をさらに強化していくこととする。

## I いじめの防止等に関する基本的な考え方

### 1 いじめの定義

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条において次のとおり規定されており、本市はこれを踏まえて取り組むものとする。

#### 法第2条（定義）

この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（※児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

いじめには多様な様態があることを鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定的に解釈されることがないよう努めることが必要である。いじめられていても、本人がそれを発信しないことや否定することが多々あることを踏まえ、表情や様子をきめ細かく観察する等、本人の目線から感じとる必要がある。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当する。

学校は上記のようないじめに対し、組織的に対応し、いじめに関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉の専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される常設の「学校いじめ対策組織」を設置し、いじめの問題に取り組むこととする。

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 2 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

## 3 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、すべての児童生徒に関係する問題であることから、いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して楽しい学校生活を送り、学校行事等を通して様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。いじめの禁止は、法第4条において次のように規定されており、共通理解を図る必要がある。

法第4条（いじめの禁止）

児童等は、いじめを行ってはならない。

- (2) いじめは決して許されないことであるという認識のもと、「いじめは、しない、させない、許さない」等のスローガンを児童会や生徒会活動等を通して、浸透させることが大切である。また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、教職員が十分に認識した上で、児童生徒に理解できるようにしなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- (4) 児童生徒の悩みを親身になって受け止めるための相談体制を整備するとともに、相談内容がいじめかどうかの判断をする場合は、あくまでもいじめを受けた児童生徒の立場に立つという認識によることに留意する。また、いじめの相談等においては、初めに関わった人が一人で抱え込まず、早い段階から多くの関係者に周知して組織で対応する。
- (5) 発達障害またはその疑いがある児童生徒や特別支援学校・特別支援学級に在籍している児童生徒がいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合がある。これらの児童生徒については、その特性から、自分がいじめを受けているとの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手であったりするために、いじめが発見されにくいことがある。また、当該児童生徒自身が、相手が嫌がっているということ自体を認識しにくいこともある。これらの点に十分に留意する。

#### 4 「市基本方針」における学校の範囲等

法第2条第2項において、「この法律において『学校』とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。」と示されている。市基本方針における「学校」については、匝瑳市立小学校設置条例（平成18年匝瑳市条例第68号）、匝瑳市立中学校設置条例（平成18年匝瑳市条例第69号）に規定された学校とする。

また、市基本方針における「児童生徒」は、匝瑳市立学校に在籍する児童又は生徒とし、「保護者」は、児童生徒の親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）とする。

## Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容

### 1 匝瑳市が実施する施策

#### (1) いじめの防止等のための組織の設置

##### ①匝瑳市いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項の規定を踏まえ、「匝瑳市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。（平成27年4月1日施行。）

本連絡会は、学校関係者、市教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察関係者、市長部局、その他市教育委員会が必要と認める者を委員として構成する。

##### ②匝瑳市いじめ問題専門委員会

市教育委員会は、匝瑳市いじめ問題対策連絡協議会との連携の下に市基本方針に基づく対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定を踏まえ、教育委員会の附属機関として条例により「匝瑳市いじめ問題専門委員会」を設置する。（平成27年4月1日施行。）

本委員会は、国の基本方針において、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合の学校の設置者としての調査組織とすることが望ましいとされていることから、その調査組織を兼ねるものとする。よって、本委員会は、専門的な知識及び経験を有する学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者で構成することを基本とする。なお、委員はいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するなど、公平性・中立性を害するおそれがある場合、当該事案の調査及び審議に加わることができない。

本委員会は、教育委員会の諮問を受けて本市のいじめ問題の実態を分析し、いじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

##### ③匝瑳市いじめ問題調査委員会

市長は、法第28条第1項の規定による重大事態に係る調査の結果について報告を受けて、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、再調査を行うものとする。

再調査を実施するため、市長の附属機関として条例により「匝瑳市いじめ問題調査

委員会」を設置する。（平成27年4月1日施行）

本委員会は、専門的な知識及び経験を有する学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者で構成することを基本とする。なお、委員はいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するなど、公平性・中立性を害するおそれがある場合、当該事案の調査及び審議に加わることができない。

本委員会は、市長の諮問を受けて調査を行う。

※なお、②、③の附属機関の調査対象は、原則として、いじめにより重大事態となった事案とする。

## (2) 具体的な取組

### ①いじめの未然防止

#### (ア) 啓発活動

- a 年度初めは、クラス替えが行われるなど、児童生徒同士の人間関係が変化することで、ストレスが高まったり、情緒が不安定になったりするなど、いじめや問題行動等が発生しやすい時期であるため、毎年4月を「いじめ防止啓発強化月間」とし、学校と連携の上、いじめの防止等の啓発活動に取り組む。
- b 各学校において、PTAや保護者会等と連携の上、携帯電話やスマートフォン等の、インターネットやSNS等の利用に関する説明会及び研修会を開催するなど、いじめやトラブル等を防ぐため、児童生徒への情報モラル教育の徹底や保護者への啓発を図るよう推進する。
- c 本市のいじめ問題への取組や各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」などを、ホームページ等により、保護者や市民に広報し、いじめ防止等に関する理解の促進を図る。

#### (イ) 研修

- a いじめ防止等のための教職員の資質向上を図るため、各学校の生徒指導担当をはじめとした教職員対象の研修会等を計画的に実施し、事例をもとに教職員同士が事案を共有する機会を持つとともに、各学校における校内研修の充実を推進する。
- b 学校におけるいじめの防止等のための研修の充実や対策の適切化を図るため、心理や福祉等に関する専門的知識を有する者、いじめへの対処に関し助言できる者などの人材に関わる情報提供を適切に行う。

#### (ウ) 教育活動

- a いじめは決して許されないことであるが、“どの子供にも、どの学校にも起こりうる”という認識のもと、児童会や生徒会活動等によるいじめの防止等に向けた自主的取組を促進する。
- b 児童生徒の豊かな情操と生命や人権を大切にすることを養うため、また、命の尊さを学び、人を思いやる心や他者と協力する態度などを育むため、市教育委員会主催の道徳教育研修会などを通して、学校と連携しながら、道徳教育や体験活動等の推進を図る。
- c 自己理解、他者理解を通して、将来どのような生き方をし、どのように社会に貢献し、どのような生きがいを得るのかを考え、児童生徒一人一人が「社会的・職業的に自立した大人」になるための力を育むため、市社会体験推進協議会による社会体験学習を通して、キャリア教育の取組を進める。
- d 障害の有無などによる分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合うことを目指し、交流及び共同学習などを通して、障害のある人に対する理解の促進を図るとと

もに、障害のある児童生徒に対する適切な支援や指導を充実させる「特別支援教育」を推進する。

- e 性的マイノリティに対するいじめを防止するためには、学校教育において多様性を尊重する意識を育むとともに、性的指向や性自認に関する正しい知識を身に付けることにより、差別や偏見のない社会を築くための基礎を養い、誰もが安心して過ごせる環境づくりを目指す。

#### (エ) 相談体制

- a いじめの防止等のための対策が行われるよう、学校における生徒指導体制の充実に向けた教員等の配置、いじめを含めた教育相談体制の整備に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などを行う。

### ②いじめの早期発見

- (ア) 各学校で年間計画に沿って実施する未然防止の取組が成果を上げているかどうかを点検する。
- (イ) 市教育委員会におけるいじめに関する通報及び相談等の窓口について明確にするとともに、市教育委員会以外の相談機関も含めて、児童生徒や保護者、教職員等へ必要な周知を行う。
- (ウ) 児童生徒の発するいじめのサインに気づき、早期に対応するためのチェック項目を盛り込んだ、県教育委員会作成の「千葉県版教職員向けいじめ防止指導資料集」を配付・周知し、教職員における活用の推進を図る。
- (エ) インターネットを通して、誹謗中傷などの書き込み等によって行われる、いわゆるネットいじめへの対策として、関係機関と連携した定期的なネットパトロールの結果を学校と共有し、問題となる情報が発見された場合には、学校と連携・協力して適切な対応を行う。

### ③いじめへの対処

- (ア) 市基本方針を踏まえ、市教育委員会が学校に対して、いじめの防止等に関し、必要な指導・助言を行うとともに、いじめが発生した場合には、状況に応じて指導主事等の派遣による支援や必要な調査等を行うほか、支援員等の派遣を行うなど、いじめの問題解決のための適切な対応に当たる。
- (イ) 各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」に位置付けられた「学校いじめ問題専門委員会」（以下「学校対策委員会」という。）に、必要に応じて、心理や福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣するなどして、いじめを受けた児童生徒への支援、いじめを行った児童生徒への指導・支援、周囲の児童生徒への指導・支援等、いじめの問題解決に向け組織で対応に当たる。
- (ウ) いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合には、市教育委員会が学校相互間の連携協力体制の調整を行うなどして、いじめの問題解決に向けた対応を進める。

#### ④家庭や地域との連携

(ア) いじめ問題に関する理解を促進し、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すために、いじめの防止等をはじめとする児童生徒の健全育成のための共通理解を進める場の設定や、学校評価の目標設定等により、PTAや保護者会等の関係団体等と連携して取り組むように努める。

(イ) 教職員や保護者以外の、より多くの大人が子供と関わり、子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室、サタデースクールなど学校と家庭・地域が組織的に連携する体制づくりの拡充を進める。

#### ⑤関係機関との連携

(ア) 千葉県警察匝瑳警察署、市福祉課、子育て支援推進課、市指導センター等の関係機関との連携を密にし、情報交換を図る。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含め、事例検討会（ケース会議）等を行う。

(イ) 学校警察連絡委員会や小・中学生指導連絡会議など、学校関係機関とも連携を図りながら、いじめを含む児童生徒の指導上の問題解決を目指した取組を進める。

#### ⑥重大事態への対処

※ p 13 「Ⅲ 重大事態への対処」を参照

#### ⑦定期的な点検

市教育委員会は、地域や児童生徒の実態を踏まえて、「目標を立てて取り組んでいるか」、「いじめが発生した場合には、教職員が連携して組織的に解決に当たっているか」、「指導計画に基づいて、アンケート調査や教育相談が実施されているか」など、各学校の取組や対応を点検するとともに、その結果を踏まえてその改善に取り組むよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

## 2 学校が実施する施策

学校は、いじめの防止等に向け、その対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、協力体制を確立し、市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定と取組の改善

各学校は、法第13条に基づき、国基本方針、県基本方針、市基本方針を参考にし、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を学校基本方針として定める。

学校基本方針には、生徒指導の重点目標、いじめ問題の課題、いじめの防止等の対策、対策組織、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、いじめを認知した場合の対応、重大事態への対処等を定める。なお、学校基本方針はホームページ等により公開することとする。

また、学校基本方針に基づく取組の実施状況について評価するとともに、評価結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づいて学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

## (2) 学校対策委員会（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）の設置

各学校は、法第22条に基づき、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校対策委員会を設置する。組織の名称は、各学校の判断による。

学校対策委員会は、基本的に、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどにより構成される。内容、案件により他の必要な教職員や学校関係者も加えるなど、校長が実情に応じて定めるものとする。

学校対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる役割を担うものであり、具体的には、次のようなものが考えられる。

### <未然防止>

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

### <早期発見・事案対処>

○いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、関係児童生徒への聴取やアンケート調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

### <学校基本方針に基づく各種取組>

○学校基本方針に基づく取組の実施及び具体的な年間計画の作成や取組の実行、検証、修正を行う役割

○学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割

学校対策委員会は、いじめの疑いに関する情報が的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該委員会が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、当該委員会に報告・相談するよう努める。加えて、当該委員会に集められた情報は、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることとする。

また、学校基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、措置などの各取組の実施にあたっては、当該委員会において、年度毎に具体的な年間計画を作成し実施することとし、その作成等に当たっては、学校評議員やPTA役員などの地域住民の意見を聴くことが重要である。また、啓発活動や相談体制などの取組については、児童会・生徒会活動等を通じ児童生徒からの意見を聴くこととする。

さらに、当該委員会は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめ防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

加えて、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためにも、当該委員会の存在や活動が児童生徒や保護者に容易に認識されるよう工夫する必要がある。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校が主体となってその調査を行う場合は、この学校対策委員会を母体とし、学校職員以外の第三者の委員を加えるなどして、事案ごとに「学校いじめ調査委員会」を設置し、調査を行う。

※ p 13 「Ⅲ 重大事態への対処」を参照

### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、市教育委員会と連携して、国のいじめ防止基本方針に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」や県教育委員会作成の「千葉県版教職員向けいじめ防止指導資料集」などを参考にしながら、次のような事項に留意し、具体的取組の例に掲げるような計画的な取組などを基に、創意工夫の上、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

#### ① いじめの未然防止

いじめはどの子供にも起こりうるという認識のもと、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本は、児童生徒が他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、周囲の友人や教職員と信頼関係を築く中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくりを行っていくことである。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要である。

また、全教職員の共通理解の下、いじめを見逃したり助長したりすることのないよう、その指導の在り方に注意を払うなど、いじめ問題への対応力の向上に努めるとともに、児童生徒が元気で明るく楽しい学校生活を送ることができる学校づくりを推進していくこととする。

#### <具体的な取組例>

- ・いじめ防止に向けて、児童会や生徒会等での討議により、目標設定や年間計画を策定の上、主体的な取組を促す。
- ・各教科、道徳教育、特別活動、体験活動など、学校教育活動全般を通して、児童生徒のいじめを生まない人間関係づくりや集団適応力の向上を指導・推進する。
- ・いじめの防止等の対策に係る教職員の資質向上のための学校独自の研修の企画、市教育委員会等主催の研修への参加及び参加者による報告会の実施など、学校の実情やいじめの課題に応じた取組を計画し実施する。
- ・発達障害等の特性に係る教職員の理解や専門性の向上を図る。
- ・毎年4月に県的に実施する「いじめ防止啓発キャンペーン」において、啓発活動など、児童会や生徒会、PTAや地域との共同実施等も含めて、学校独自の取組を実施する。

#### ② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめのサインは、いじめを受けている児童生徒からも、いじめを行った児童生徒からも出ていることから、いじめのサインを見逃さないことが求められる。また、いじめ発見のきっかけの上位は、学級担任の発見、アンケート調査などの取組、本人及び保護者からの訴え、であることから、小さなサインを見逃さず、児童生徒や保護者の訴えを真剣に受け止めることが重要である。そのため、定期的なアンケートの実施や日頃から学校生活において児童生徒の観察を丁寧に行うこと、また、必要に応じて面談等を実施し、いじめの早期発見に努めるなど、積極的にいじめを認知することを心がけることとする。

#### <具体的な取組例>

- ・児童生徒の発するいじめのサインを学校全体として見逃さないために、県教育委員会作成の「千葉県版教職員向けいじめ防止指導資料集」などを基にした、学校の実情に応じた教職員用のいじめの発見のための留意事項等を整理・確認する。
- ・いじめの疑いのある情報を教職員が把握した場合の報告のルートや、「学校対策委員会」による対応など、組織的な情報集約化のための基本的なルールなどを作成する。
- ・全職員が、日頃より小さな兆候やサインを見逃すことなくアンテナを高く保ち、気になった児童生徒についての情報交換と情報共有ができるようにする。
- ・毎日の健康観察や生活記録ノート等を活用し、児童生徒の日々の変化を捉え、実効性のある計画的ないじめの早期発見に努める。
- ・アンケート調査の実施など、学校としてのいじめの実態把握・早期発見のための取組を実施する。
- ・全校の児童生徒に対し定期的に行うアンケート方式による「いじめ実態把握調査」後の対応の仕方、継続的な見守りなどの対応計画や体制づくりを推進する。
- ・児童生徒のいじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握し、解消・解決に向けた手立てを講じるため、日々の教育相談の他に、定期的な教育相談期間等を設定する。

### ③いじめへの対処

いじめを認知した場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行った児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上、対処することとする。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### (ア) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は学校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

#### (イ) いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受け

た児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

#### <具体的な取組例>

- ・いじめ（疑いを含む）を発見したり、通報、相談を受けたりした教職員は、一人で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべてを学校対策委員会に報告し、組織的な対応につなげる。
- ・多方面から情報収集し、事実確認を明確にしなが、いじめの全体像を把握した上で、事実確認に基づく具体的な対応方針を決定する。
- ・いじめを受けた児童生徒には、丁寧に話を聞きとり、いじめられた児童生徒が安心感をもつことを第一義に考え、全力で守り通すという教師側の姿勢といつでも相談できる体制を整備する。
- ・いじめを行った児童生徒に対しては、言い分を十分に聴きながら具体的な事実関係の把握に努め、自分の言動を振り返らせながら、相手の立場や気持ちになって反省を促し、他人の痛みが理解できるように粘り強く指導を行う。ただし、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、法25条及び学校教育法第11条の規定に基づき、児童生徒に対して懲戒を加えることを検討する。
- ・いじめを受けた及び行った子どもの保護者への対応としては、保護者の訴え、不安、要望を共感的態度で傾聴し、双方の保護者と情報を共有する。いじめを行った児童生徒の保護者を一方的に責めることはせず、いじめの事実やいじめを受けた児童生徒とその保護者の気持ちを伝える。また、状況により謝罪等の要望を相手側に伝える。
- ・周囲の児童生徒には、いじめの傍観者にならないよう指導する。また、正義感をもって行動した児童生徒が次のいじめの対象になることがないように留意し、再発防止に向け、継続して観察等を絶やさず対応に努める。特に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の要望を聴き、その要望に沿った形で学級や学年、全校への指導計画を立て、指導内容、指導時期、指導対象等についていじめを受けた側の了解を得て実施する。
- ・いじめが「解消している」状態に至った場合でも、継続的に経過観察を行い、再発防止に努めるとともに、保護者には事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。

#### ④家庭や地域との連携

##### (ア) 家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要不可欠である。保護者は児童生徒の教育について第一義的責任を負うものであり、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うため、家庭との連携の強化を図る。

#### <具体的な取組例>

- ・PTA（保護者会）等との共催により、いじめの理解や携帯電話・スマートフォン等によるインターネット（SNS）利用などに関する説明会・研修会を企画、実施する。
- ・学校基本方針などについて、学校だよりや学校ホームページ等で紹介することを通じて、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭と緊密に連携する。

## (イ) 地域との連携

児童生徒が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら、児童生徒に対して地域の取組などへの参加を促すことも有効である。

### <具体的な取組例>

- ・学校基本方針やいじめの防止等に関する取組を、学校だよりや学校ホームページ、地域における諸会議等で紹介するなど、広報・啓発に努める。
- ・地域の各種事業に児童生徒が積極的に参加することにより、異年齢の他者や地域の多くの大人と関わる機会を設定する。
- ・児童福祉や青少年の健全育成に携わる地域関係者との定期的な会合や地域行事等を通して、いじめ等に関する情報の入手に努める。

## ⑤関係機関との連携

児童生徒の日常生活において、いじめのない健全な育成を図っていくためには、児童生徒の関わる学校関係団体の地域組織や行政施設・機関等との幅広い連携・協力を進めていくことが不可欠である。

また、いじめの事案解決にあたっては、学校による対応の範囲を超える場合もあり、状況に応じて、行政機関や専門機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との速やかな連携が図れるよう関係づくりに取り組む。

関係機関等とは、いじめへの対応に協力を得るために、日頃から連携を密にするとともに、各関係機関等の役割や機能を理解し、積極的な情報交換を行うこととする。

いじめの事実を確認した場合は、市教育委員会に報告し、学校内だけでは解決が困難な場合等、市教育委員会と連携して必要な措置を講じる。

### <具体的な取組例>

- ・学校内だけでは解決が困難な事案については、学校と市教育委員会が連携し、迅速かつ的確な初期対応を行う。
- ・市教育委員会は学校教育課が中心となり、関係各課や市指導センター等と連携を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらにはスーパーバイザーを派遣するなどして、的確な対応を支援する。
- ・警察との連携は、原則として学校管理職が窓口となり、警察担当者と情報共有する。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案が発生した場合には、早期に警察に相談し、連携して対応する。
- ・児童相談所では、専門の相談員や心理職、医師などの専門家が18歳未満の子供に関するいじめや非行等、様々な相談に応じていることから、連携して対応する。

## ⑥重大事態への対処

※p 13 「Ⅲ 重大事態への対処」を参照

## Ⅲ 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応する。

### 1 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を重大事態としている。

- (一)いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (二)いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合など

第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では、不登校の定義（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義）を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安（年間30日）にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。

なお、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、速やかに重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## 2 重大事態の調査

### (1) 重大事態の報告

法第30条第1項に基づき、学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会はこれを市長に報告する。

### (2) 重大事態の調査組織

重大事態の調査は、法第28条によれば、学校の設置者が主体となって行う場合と学校が主体となって行う場合が考えられ、国の基本方針において、「学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する」と示されていることから、本市においては、対象事案に応じて次の区分に基づき、教育委員会が判断する。

#### ①学校が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

前記1の(一)・(二)に該当する事案について

〔調査組織〕

学校基本方針において学校内に設置されている「学校対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校職員以外の委員を加えるなどして、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

#### ②「匝瑳市いじめ問題専門委員会」が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

前記①のうち、十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した事案について

従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の再発防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した事案について、市教育委員会からの諮問により調査を行う。

〔調査組織〕

市教育委員会が専門的な知識及び経験を有する学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者で構成する調査組織である「匝瑳市いじめ問題専門委員会」を設置する。

※ p 5 II 「1 匝瑳市が実施する施策」 (1) ②を参照

### ③「匝瑳市いじめ問題調査委員会」が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

前記②のうち、十分な結果を得られないと市長が判断した事案について

学校が主体となって調査を行った場合の調査結果、及び市教育委員会が主体となって調査を行った場合の調査結果では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと市長が判断した事案について、市長からの諮問により調査を行う。

〔調査組織〕

市長が専門的な知識及び経験を有する学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者で構成する調査組織である「匝瑳市いじめ問題調査委員会」を設置する。

※ p 5 II 「1 匝瑳市が実施する施策」 (1) ③を参照

## 3 実施する調査の内容

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定の上、適切に調査を進める。

市教育委員会及び学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。また、調査や再発防止に当たっては、国基本方針に示されているように、特に次の事項に留意しながら、国基本方針に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」などを参考にしつつ、事案の状況を踏まえて、適切に取り組むものとする。

### (1) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめを受けた児童生徒や情報提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

## (2) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが困難な場合

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが困難な場合は、当該児童生徒の保護者等の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

### (自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺予防に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針』の改訂について」（平成26年7月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、市教育委員会は適切に対応する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性が有ることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、

WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

- 千葉県教育委員会の指導、助言及び援助については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定によるほか、重大事態への対処に関する事務の適正な処理を図るために必要がある場合には、千葉県教育委員会に対して指導、助言及び援助を要請する。

#### 4 その他の留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実確認が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたに過ぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

また、事案の重大性を踏まえ、市教育委員会においては、学校と連携の上、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学先の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

#### 5 調査結果の提供及び報告

##### (1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

市教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適切に提供する。

なお、これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

##### (2) 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、法第30条第1項に基づき、市教育委員会より（学校が調査主体となったものは、学校より市教育委員会に報告し、市教育委員会を通じて）市長に報告する。

なお、上記（1）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者等の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

## 6 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (1) 再調査

市長は、法第30条第2項に基づき、調査結果の報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関である匝瑳市いじめ問題調査委員会により、再調査を行う。

この委員会においては、当該重大事態の状況及び法第28条第1項の調査組織による調査結果を踏まえ、調査方法等を決定し、適切に調査を行うものとする。

また、市長は当該委員会からの報告を受けて、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

なお、これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。

さらに、市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

## IV その他の重要事項

1 市教育委員会は、毎年、いじめの防止等のための対策の実施状況、その他いじめに関する資料等を匝瑳市いじめ問題対策連絡協議会に提出し、点検を受け、各種施策の改善を進める。

2 市基本方針は、匝瑳市いじめ問題対策連絡協議会によるいじめ等のための対策の実態分析等に基づき、必要があると認められるときは、改善のための見直しを行う。

なお、市基本方針の内容に変更があった場合、及び、匝瑳市いじめ問題対策連絡協議会による提言等があった場合については、ホームページ等を活用し、広く周知する。